

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	奥武山体育施設（野球場、屋内運動場、トレーニング室）の利用許可及び許可変更
根拠法令及び条項	那覇市奥武山体育施設条例第8条、第11条 那覇市営奥武山体育施設管理に関する規程 第2条～第6条、第9条～第11条、第14条 保育園等に対する利用料徴収の取扱基準について
審 査 基 準	
那覇市奥武山体育施設条例 那覇市営奥武山体育施設管理に関する規程 保育園等に対する利用料徴収の取扱基準について 別紙のとおり	
標準処理期間	3日
所管部署	生涯学習部 市民スポーツ課（098-917-3504） 指定管理者 NPO法人那覇市体育協会
更新日	平成27年4月1日

(別紙)

那覇市営奥武山体育施設条例

(利用許可)

第8条 体育施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、物品販売、広告、宣伝、寄附募集行為その他これらに類する行為をするために那覇市営奥武山野球場エントランス広場を利用しようとする者に対して利用許可をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会の承認を得なければならない。許可した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができます。

(利用許可の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 管理上支障があるとき。

(5) その他指定管理者が不適当と認めるとき。

2 指定管理者は、中学生以下の者については、那覇市営奥武山トレーニング室の利用を許可しない。

那覇市奥武山体育施設管理に関する規程

(利用許可の手続き)

第2条 条例第8条第1項の規定により、那覇市奥武山体育施設(以下「体育施設」という。)の利用許可を受けようとする者は、体育施設利用申請書(第1号様式。以下「利用申請書」という。)を別表第1に定める期間までに会長に提出しなければならない。

2 利用許可は各月25日の調整会で翌月分を決定し、その後は申請順によるものとする。

3 会長は第1項の規定による申請を許可したときは、体育施設利用許可書(第2号様式。以下

「利用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

- 4 条例第10条第1項各号に該当する者が利用許可を受けようとするときは、それを証する書類等を利用許可の手続きの際に、会長に提示しなければならない。
- 5 体育施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という)は、交付を受けた利用許可書を携帯し、係員から提示を求められたときは、直ちに提示しなければならない。
- 6 トレーニング室は、2時間以上且つ10名以上の場合に予約利用の許可を受けることができる。
- 7 トレーニング室の当日利用の許可を受けようとする者は、利用料金の納付と引き換えに当日利用券の交付を受け、利用の際、これを係員に提出しなければならない。また、利用者は当日利用券を携帯し、係員から提示を求められたときは、直ちに提示しなければならない。
- 8 18歳未満が主となる団体等が利用許可を受けようとする場合は、別の規定で定める申請手続きをすることができる。

(大規模行事・大会等の利用許可の手続き)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者が実施する大会及び行事(以下「大規模大会等」という。)は、別表第1に定める受付終了時期に利用申請書を会長に提出しなければならない。

- (1) 那覇市営奥武山野球場(以下「野球場」という。)(グラウンド又はコンコース等のイベント利用)を4時間以上予約利用の許可を受けようとする者。ただし、会議室は野球場の付属施設という位置づけから、ここに該当しない。
- (2) 那覇市営奥武山屋内運動場(以下「屋内運動場」という。)の全面利用で4時間以上予約利用の許可を受けようとする者
- 2 大規模大会等を開催する者は、利用申請書に大会要項などの必要な資料を添えて主催団体の代表者名で申請をしなければならない。
- 3 九州大会以上の大規模大会等又は興行(スポーツ及び演劇等、入場料を徴し、不特定多数の観客を集め開催することをいう。)及び各種イベントで予約利用の許可を受けようとする者は、別表第1に定める利用受付開始時期に係わらず、体育施設利用申請書を会長に提出することができる。

(公共性の高い団体の利用許可手続き)

第4条 公共性の高い団体(特定の集団に限られることなく、社会全体に開かれており会長が特に認める団体をいう。)が主催する大会及び行事の場合は、毎年2月に開催される調整会(以下「年間調整会」という。)においてその翌年度の利用日を決定し、利用申請書を会長に提出

することができる。

2 年間調整会において、利用日時が競合する場合の利用決定の順位は、別表第2のとおりとする。

(予約利用の取り止め、変更)

第5条 体育施設利用の取り止め又は変更手続きについては、別表第3のとおりとする。

(特別設備の許可申請)

第6条 体育施設に特別の設備をしようとする者は、体育施設特別設備施設許可申請書(第3号様式)に必要な資料を添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請を許可したときは、体育施設特別設備施設許可書(第4号様式)を申請者に交付するものとする。

3 興行等で前項を申請する場合の許可条件は、次のとおりとする。

(1) 野球場で飲食(アルコールを含む。)を伴う興行等の申請者は、係員と調整し、必要とされる原状回復日数を含め施設を予約利用すること。

(2) 興行等に必要な特殊効果等は、次の内容を係員と調整し申請すること。

特殊効果等の許可条件は、火薬類取締法施行規則第48条の許認可手続きを行ない、かつ沖縄県が設定する保安距離の確保ができること。

上記を実施するために必要な消防設備保守の管理人件費は申請者が負担すること。

(3) 土足での入館や床などで破損する恐れがある場合(野球場エントランス、会議室等)は、床面などをすべて養生すること。

(4) 原状回復に必要なワックス掛け及び修繕等に要する費用は、すべて申請者で負担すること。

(利用時間及び休場日等の変更)

第9条 条例第5条第1項及び第2項の規定により、次の各号に該当する場合は、利用時間及び休場日を変更することができる。

(1) 申請者が、利用日の1月前までに申し出た場合

(2) 大規模大会の利用条件を満たす場合

2 条例別表第1で規定する野球場の利用時間は2時間の区分で、別表4のとおりとする。ただし、大規模大会等で利用する場合はこの限りではない。

(利用期間)

第10条 条例第6条の規定により、次の各号に該当する場合は、引き続き5日を超えて予約利

用をすることができる。

- (1) 九州大会以上の大規模大会等
 - (2) 年間調整会において、その翌年度の利用日を決定し、予定日の2月前までに開催内容が確定する場合
- (利用料金)

第11条 条例第9条第2項の規定により、指定管理者が定める利用料金は、条例別表第2から第9までに定める額とする。

2 前項の利用料金は、前納しなければならない。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(入場の制限)

第14条 児童生徒等は19時以降の利用はできない。ただし、屋内運動場では、保護者が付き添い家族単位の利用と判断される場合は、この限りではない。

別表第1（第2条関係）

施設名	種別、区分	開始時期	終了時期
野球場	公共的な目的でグラウンド及び観覧席等を大規模大会等で利用する場合	利用日の前年度3月25日、又は予定日の属する年度内における6月前の月の25日のいずれか。	利用日当日を起算日として1月前まで
	一般利用でグラウンドを利用する場合及び会議室または室内ブルペンを利用する場合	利用日の1月前の26日	利用日
	市内の少年野球団体が優先利用枠で利用する場合	利用日の1月前の月の15日	利用日の1月前の月の25日

屋内練習場	公共的な目的でアリーナ全 面を利用する場合	利用日の前年度3月25 日、又は予定日の属する年 度内における6月前の月 の25日のいずれか。	利用日当日を起算 日として1月前ま で
	一般利用でアリーナを利用 する場合	利用日の1月前の26日	利用日
	市内の少年スポーツ団体が 優先利用枠で利用する場合	利用日の1月前の月の1 5日	利用日の1月前の 月の25日
トレーニング室	一般利用で利用する場合	利用日の1月前	利用日の5日前

備考

- 1 各施設の予約利用においては、上記以外に別の規定で定める仮予約利用の申請をすることが
できる。
- 2 利用日の1月前の月の25日に「野球場及び屋内運動場の利用希望者調整会（以下、調整会
という。）」を行なう。調整会に参加、及び利用申請をすることができる条件は次のとおりとす
る。
 - 別に定める様式で団体登録がされていること。
 - 利用の1月前の月の15～20日に利用希望日程表を提出することができる。
 - 調整会で他の希望者と重複がない、又は抽選で権利を得た場合は予約利用の申請をするこ
とができる。ただし、調整会に欠席し、希望日が重複した場合は、他の希望団体に権利が移
行する。また、重複した団体すべてが欠席の場合は、各団体の利用希望が取消しとなり、抽
選は行なわないものとする。
- 3 講習会等（要綱や企画書で利用内容が把握でき、会長が必要と認めるもの）で野球場会議室
を4時間以上利用しようとする者は、上記で定める調整会に係わらず利用日の1月前の月の
10～14日の間で予約利用の申請をすることができる。
- 4 1団体が各月に野球場及びトレーニング室を利用できる回数は、次のとおりとする。

野球場

9時～17時 6回まで

17時～21時 4回まで

トレーニング室

9時～21時 4回まで

ただし、管理者が必要と認める場合は、この限りではない。

別表第2（第4条関係）

那覇市体育施設 行事優先順位

- 1 那覇市が主催若しくは支援する行事
- 2 NPO 法人那覇市体育協会（加盟団体及び市スポーツ少年団を含む）が主催又は誘致する行事
沖縄県民体育大会、高校総体、中体連、高野連の全国大会
プロ野球球団キャンプ及びプロ野球公式戦
指定管理者の主催若しくは誘致する行事
- 3 各種競技団体が主催若しくは主管する全国大会
- 4 各競技団体が主催若しくは主管するブロック（九州）大会
県、他の公共団体又は公共的団体が主催若しくは主管するブロック（九州）大会
- 5 各競技団体が主催若しくは主管する県大会
県、他の公共団体又は公共的団体が主催若しくは主管する県大会
地域活性化を促進する行事
- 6 その他の団体が主催する行事。
(ア)「競技団体」とは、沖縄県体育協会加盟団体をいい、中体連、高体連、高野連を含む。
(イ)行事調整にあたっては上記の順位で行うこととし、同一順位の大会については、施設の使用目的及び機能、公平配分を考慮し調整する。

別表第3（第5条関係）

施設名	利用内容	期限または方法
野球場	大規模大会等（年間調整会で仮予約、及び公共的な目的で右記以前に予約したもの）の取りやめ	利用日の2月前
	一般利用でグラウンドを利用する場合及び会議室または室内ブルペンを利用する場合	利用許可を受けた日の5日後か利用日の前日のいずれか早い日
	那覇市スポーツ少年団が優先利用枠で利用する場合	利用日の属する日の初日
	上記の内容変更(軽微)	利用日まで
	上記の当日取りやめ(雨天等)	仮予約してある予備日等に振替 (大規模大会) 利用料の返還手続き
屋内練習場	大規模大会等（年間調整会で仮予約、及び公共的な目的で右記以前に予約したもの）の取りやめ	利用日の2月前
	一般利用でアリーナを利用する場合	利用許可を受けた日の5日後か利用日の前日のいずれか早い日
	那覇市スポーツ少年団が優先利用枠で利用する場合	利用日の属する日の初日
	上記の内容変更(軽微)	利用日まで
トレーニング室	一般利用で利用する場合	利用許可を受けた日の5日後か利用日の5日前のいずれか早い日

備考

1 予約利用の許可を受け、1月で2回以上の取りやめを2月連続した者は、その翌月と翌々

月は予約利用の許可を受けることができない。

- 2 トレーニング室の予約利用において、10名以上の条件に満たない利用が1月で2回以上ある場合は、その翌月の予約利用の許可を受けることができない。

別表第4（第9条関係）

名称	施設名	利用時間区分
奥武山体育施設	野球場グラウンド	9時～11時
		11時～13時
		13時～15時
	トレーニング室	15時～17時
		17時～19時
		19時～21時

保育園等に対する利用料徴収の取扱基準について

みだしの団体が奥武山屋内運動場を利用する場合の料金については、各種幼児教育に付隨する利用が目的であることを勘案し、次の取扱基準により算出する。

1 利用区分

利用する目的	区分
遊戯や運動会等で利用する場合	「入場料なし、アマレク、児童生徒等の団体」で算出
職員研修等、児童を対象としない利用の場合	「入場料なし、アマレク、その他の団体」で算出

通常の開館時間（午前9時）以前の利用（1時間単位）の場合は、上記の料金に加算額が追加となります。

2 実施日

この取扱基準は平成22年7月1日以降の施設利用分から適用するものとする。